

日吉自然の家 指定管理者業務 別冊仕様書

番号	項目	ページ
1	参加体験型の事業（イベント）実施に関する業務	2 ～ 3
2	宿泊体験学習事業の受入れ業務	4 ～ 6
3	利用の許可に関する業務	7 ～ 8
4	食事の提供に関する業務	9 ～ 10
5	給水管理に係る業務	11 ～ 15
6	排水管理に係る業務	16 ～ 18
7	建物等清掃業務	19 ～ 24
8	そ害虫防除業務	25 ～ 26
9	機械警備業務	27 ～ 28
10	敷地内環境整備業務	29
11	消防用設備保守点検業務	30 ～ 32
12	防火戸点検業務	33 ～ 35
13	自家用電気工作物保安管理業務	36
14	エレベーター保守点検業務	37 ～ 38
15	自動ドア開閉装置保守点検業務	39
16	太陽光発電設備保守点検業務	40 ～ 42
17	厨房機器点検業務	43 ～ 45
18	給湯器保守点検業務	46 ～ 47
19	体育館バスケットゴール保守点検業務	48 ～ 49
20	防火対象物管理点検業務	50

参加体験型の事業（イベント）実施に関する業務

日吉自然の家の設置目的に従い、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じての少年の健全な育成を図るため、また、自然に親しむ機会を提供することにより市民の生涯学習の振興を図るため、施設の立地条件を活かした参加体験型の事業（イベント）を実施してください。

なお、当該事業については、事業ごとに参加費（傷害保険、材料費等の実費相当額）を徴収して実施してください。新規の参加者が増加するよう事業内容について十分な計画を立ててください。

1 事業の種類

事業区分	内容等
少年を対象とする事業	キャンプ（1泊2日、2泊3日）、野外活動
市民を対象とする事業	山歩き（ハイキング、トレッキング）、オリエンテーリング、自然観察（植物、昆虫、野鳥など）、天体観測、自然素材を利用した物作り、地元食材を利用した調理体験

2 実施する事業・実施回数等

次の項目の事業を実施してください。なお、表中の年間回数を満たしたうえで、年間20回以上実施するように努めてください。開催時期、募集定員などは指定管理者でそれぞれ計画してください。

	実施する事業（イベント）	対象者	年間回数
①	宿泊キャンプ	小学生（低学年～中学年）	1回以上
		小学生及び中学生	1回以上
		小学生（高学年）～中学生	1回以上
②	野外活動	小学生（低学年～中学年）	1回以上
③	野外活動（外国語指導助手との英語での交流）	小学生（高学年）～中学生	1回以上
④	山歩き（ハイキング又はトレッキング）	子どもと保護者又は一般市民	3回以上
⑤	オリエンテーリング	子どもと保護者又は一般市民	1回以上
⑥	自然観察（植物、昆虫、野鳥など）	子どもと保護者又は一般市民	1回以上
⑦	天体観測	子どもと保護者又は一般市民	1回以上
⑧	自然素材を利用した物作り	子どもと保護者又は一般市民	2回以上
⑨	地元食材を利用した調理体験	子どもと保護者又は一般市民	1回以上

3 事業実施に際しての留意点

- (1) 年度ごとに年間事業（イベント）計画を立案し、あらかじめ教育委員会の承認を受けてください。
- (2) 野外の活動を企画する際は、台風や大雨など荒天時を想定し、原則、予備日を設定してください。
- (3) ボランティアの協力を得るなど、参加者の安全確保に配慮した人員体制により事業を実施し

てください。

- (4) 参加費の徴収は、必要最低限度とし、参加者への過度の負担とならないように配慮してください。
- (5) 野外活動、山歩きなどの事業を行う際には、周辺住民や一般ハイカーに迷惑をかけることがないように努めてください。
- (6) 次回以降の事業（イベント）の改善につなげるため、参加者へのアンケートを実施してください。
- (7) 事業（イベント）に係る収支状況は、独立した会計で管理してください。
- (8) 事業（イベント）ごとに、終了後30日以内に実施概要、写真、申込者数、参加者数、アンケート結果などを記載した事業実績報告書を提出してください。

4 事業実施までの主な流れ

	摘 要	時 期
①	年間計画の作成し、教育委員会へ提出	前年度中
②	事業の広報周知 例) チラシの配布 ホームページやSNSの活用 各種メディア媒体の活用 広報ながさきへの掲載 ほか ※広報ながさきへの掲載を希望する場合には、3ヵ月前が原稿〆切となるため、その前までに実施要項を教育委員会へ提出してください。	2ヵ月～ 1ヵ月半前
③	受付開始、参加者名簿の作成 必要物品の準備、保険への加入手続、 当日の人員体制と役割分担の確認、活動場所の安全面の確認 など	1ヵ月前～
④	事業（イベント）実施	当日
⑤	アンケート実施	終了直後
⑥	事業報告書を作成し、教育委員会へ提出	終了後30日 以内

宿泊体験学習事業の受入れ業務

1 宿泊体験学習事業の概要

(1) 事業の主体

教育委員会学校教育課が主体となり、市立小学校と連携して行っている事業です。

(2) 事業の目的

市立小学校の5年生の全ての児童が、日吉自然の家での集団宿泊活動に加えて、地域の農家、水産業者などとの協働により開発した長崎ならではの農業・水産業に関する体験、ペーロン体験、長崎市周辺の山々でのトレッキング体験を行い、地域の方や自然との触れ合いを通して、豊かな人間性を育むとともに、ふるさと長崎のよさを実感させることで、郷土愛を育むことを目的として実施しています。

(3) 実施期間及び日程

5月から12月までの間に、2泊3日の日程で実施することを基本とします。

(4) 長崎体験プログラム内容

体験内容	実施場所
すり身作り体験	日吉自然の家 ピロティ
農業体験	山川河内・飯香浦の畑 ※雨天時は、日吉自然の家 ピロティ
ペーロン体験	茂木港周辺
トレッキング体験	烽火山、金比羅岳などコースによる。

4つのプログラムうち、必ず1つを選択して実施しています。

(5) 実施実績

	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
すり身体験	39校	1,754人	37校	1,683人	36校	1,836人	42校	1,958人
農業体験	4校	217人	5校	171人	8校	247人	5校	134人
ペーロン体験	5校	380人	13校	497人	7校	399人	12校	518人
トレッキング体験	13校	612人	10校	551人	9校	481人	6校	346人
合 計	61校	2,963人	65校	2,902人	60校	2,963人	65校	2,956人

人数は1泊あたりの児童数

(6) 体験学習の補助者

宿泊体験学習に際しては、引率教員の補助者として長崎大学教育学部の学生が同行します。

2 業務の主な流れ

	摘 要	時期
①	【実施予定の把握、仮予約】 各学校が教育委員会（学校教育課）へ実施希望日、長崎体験の希望メニューを提出し、学校教育課が各学校の実施日と体験メニューを取りまとめるうえ、指定管理者へ情報提供を行いますので、実施予定日の宿泊の仮予約を受付けてください。	前年度中
②	【事前説明会】 学校教育課が各学校を集めての事前説明会を開催しますので、指定管理者も事前説明会に同席し、今後の手続き等の必要事項を説明してください	年度当初
③	【宿泊体験学習事業補助者の研修】 宿泊体験事業を円滑かつ安全に実施するため、引率教員の補助者として大学生が同行します。その大学生に対する事前研修を行ってください。（詳細は「3 補助者の研修」を参照）	当年度 4 月
④	【日吉自然の家の下見及び打ち合わせ】 ・安全対策上の観点から、建物内、建物周辺、体験メニューに応じた活動場所について、各学校の担当者に下見をしてもらってください。 ・各学校の体験学習のねらいや目的を把握し、活動内容、留意点について助言をしてください。 ・入所、各種体験活動、入浴、食事、退所の時間などを調整してください ・複数の学校を同泊させる場合には、入浴時間、朝のつどいの進行役、掃除場所等の割振りなどの各学校間での調整状況を確認してください。 ・食物アレルギーのある児童や、特別な支援を要する児童を把握してください。（すり身づくり体験を含む）	3 ヶ月～ 2 ヶ月半 前
⑤	【利用申請書・減免申請書の受理】 ・利用申請書及び減免申請書の提出がなされたら、記載内容の不備や打合せた内容との整合性等を確認のうえ、不備がなければ本予約を受理し、利用許可証を交付してください。なお、日吉自然の家条例第 8 条に規定する宿泊研修施設等の利用料は全額免除としてください。	1 ヶ月前
⑥	【食物アレルギー対応】 ・食物アレルギーのある児童を受け入れる際は、除去食や代替食の希望、食品の持ち込みなど、対応方法を学校のアレルギー担当者と十分に調整してください。	2 週間前 まで
⑦	【食事数量の最終調整】 ・学校から参加者人数の変更の連絡があった場合には、食事数の増減について対応してください。	出発の 1 日前まで
⑧	【入所時の対応】 ・宿泊に係る経費（食事代、シーツ代、薪代など）を徴収してください。 ・入所時オリエンテーションで、ベッドメイキングや施設利用にあたっての各種諸注意を伝達してください。	入所時

	摘 要	時期
⑨	【入所中の対応】 ・活動の指導は、各学校の引率教員が主体的に行いますが、充実した活動内容となるよう、また、安全に実施されるように、必要なサポートを行ってください。 ・食物アレルギー対応児童の氏名、対応内容等を引率教員と相互で確認のうえ、除去食等の配膳を引率教員へ引き継いでください。	入所中
⑩	・宿泊部屋の点検	退所前
⑪	・退所式へ同席	退所時
⑫	・事業アンケート結果を学校教育課から入手し、今後の受入に活かすようにしてください。	受入後

3 引率教員の補助者への研修

引率教員の補助者として同行する、長崎大学教育学部の学生に対して、毎年4月に1泊2日の日程で事前の研修を実施してください。

(1) 研修者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
109人	134人	116人	184人

(2) 研修スケジュール（例）

1日目		2日目	
9:00	準備、スタッフ打合せ	6:30	起床
10:10	学生到着	7:00	朝のつどい、清掃活動
10:45	開会式	7:50	朝食
	・所長挨拶、スタッフ紹介	8:40	宿泊室の片付け、荷物の移動
	・活動の意義、日程確認	9:00	活動④ 炊事活動（カレー）
11:00	活動① アイスブレイク	12:10	片付け
12:00	昼食・休憩		休憩
13:00	活動② イニシアティブゲーム	13:00	全体振り返り
14:30	活動③ スコアオリエンテーリング		・指導者の視点で振り返り
	又はトレッキング	14:00	休憩
17:00	夕べのつどい	14:15	まとめ発表、スタッフから指導
17:30	夕食	15:10	閉会式
19:00	振り返り活動	15:20	解散
21:00	学生入浴、スタッフミーティング		
23:00	就寝		

利用の許可に関する業務

1 仮予約受付開始時期

	宿泊	日帰り
長崎市教育委員会	1 年度前から予約受付開始	1 年度前から予約受付開始
長崎市立学校行事		利用日の 1 か月前 午前 9 時から ※基本的には 1 週間前までに申し込み
一般利用団体（市内）	利用日の 3 か月前の月の初日 午前 9 時から	
一般利用団体（市外）	利用日の 2 か月前の月の初日 午前 9 時から	

2 利用受付の流れ

(1) 電話による仮予約受付	
① 部屋の空き状況の確認	利用団体名称、利用日時（入所時間、退所時間）、予定人数、交通手段（車やバスの場合は台数も）を把握し、宿泊部屋等の空き状況に照らして受け入れの可否を判断する。
② 利用目的の確認	研修の活動計画及び内容を把握し、施設の設置目的に合致するか否か。また、次の利用制限への該当有無を確認し、受け入れの可否を判断する。 【利用制限】 ・政治団体、宗教団体の利用 ・研修活動を伴わない利用 ・引率者のいない中学生以下の日帰り利用及び高校生の宿泊利用
③ 仮予約の受理	上記①、②により、受入れ可能と判断した場合には、仮予約を受け付ける旨を伝え、利用団体担当者の氏名、連絡先（電話番号など）を把握のうえ、宿泊の場合は利用日の 1 か月前までに、日帰りの場合は 2 週間前までに利用申請書及び利用者名簿を提出するように指示する。 上記の期限までに利用申請書の提出がない場合、仮予約を取り消す旨を伝えておく。
④ 事前打ち合わせ日程の調整	施設利用に先立ち、現場での事前打ち合わせを行うことを基本とすることから、事前打ち合わせの日程について利用者と調整する。 ただし、離島や県外など地理的に事前打合せが困難な場合は、電話等による打合せも可とするが、綿密に内容を詰めておくこと。）
(2) 事前打ち合わせ	
① 活動内容等の確認	活動内容、時間、場所、雨天時の対応などを確認する。

	② 研修活動に係る指導者の要否 利用者が野外活動やレクリエーションの研修を実施する際の指導者派遣についての希望を確認し、派遣希望ありの場合には、内容及び使用する物品等を把握のうえ、派遣人数や割振りを調整する。
	③ 食事に関する確認 ・朝食、昼食、夕食の必要人数を確認する。 ・食物アレルギーの有無を確認し、有の場合には、原因食材を把握する。 ・炊事活動の実施について確認し、実施の場合には、活動する班編成の数、希望メニュー、調理機材（鉄板、七輪、薪、炭など）を確認しておく。
	(3) 利用申請書受理
	① 仮予約時（事前打ち合わせ時）の内容との突合 利用申請書の利用団体名称、利用目的、利用期間、利用人員、日程概要など記載内容が打ち合わせ時から変更がないか確認する。 風呂や食事の時間等に変更があれば、当日の他の利用団体との調整を行う。
	② 利用許可証の交付 利用申請書の内容に不備がなく、変更内容が他の利用団体との調整が可能であれば、申請書を受理し、利用許可証を交付する。
	(4) 料金徴収
	① 利用開始時間の前までに料金を徴収する。

食事の提供に関する業務

1 衛生管理の徹底

- (1) 飲食店営業（一般食堂）許可を受けてください。
- (2) 食品衛生責任者、調理師、栄養士の資格を有する者を配置してください。
- (3) 食事の提供にあたり、食品衛生法その他の関係法令を遵守してください。
- (4) 検食の保存を行ってください。
- (5) 厨房で従事する従業員に、適宜、検便を受けさせるとともに定期的に健康診断を受けさせてください。
- (6) 作業員の健康管理に留意し、伝染病患者はもとより、下痢症、化膿症者及びその疑いのあるものは調理に従事させないようにしてください。
- (7) 厨房内での作業においては、常に被服を清潔に保ち、頭髮は帽子又は三角巾等で完全に覆い、手指の消毒等に留意してください。
- (8) 厨房及び食堂は常に清潔を保ち、施設設備、器具及び容器等の衛生保持に留意してください。
- (9) その他衛生管理の徹底に努めてください。

2 必要数量の把握

利用申請の際に、朝食、昼食、夕食の必要人数を把握してください。その後の利用者数の増減については、利用日の概ね3日前（土日祝日を除く。）までは柔軟に対応できるようにしてください。

また、利用団体が、野外炊さん活動を実施する場合には、活動する班編成の数、希望メニューを確認し、必要な食材、調理機材を準備してください

3 食物アレルギー対策

あらかじめ食物アレルギーを持つ利用者の有無を確認し、有の場合には、原因となる食材を把握してください。そのうえで、当該利用者に対しては、食材の選定、調理方法など食物アレルギーへの配慮を施した安全なメニューでの食事を提供してください。

なお、どうしても対応が困難な場合には、当該利用者に弁当を持参してもらうなどしてください。

4 食事の提供場所及び配膳

利用者への食事の提供場所は、利用者が野外炊さん活動で食事をとる場合を除き、原則として食堂とします。

配膳は原則として利用者が行うこととしますが、指定管理者は適切にこれを指導あるいは補助してください。

5 食事代等の料金設定について

食事代、食材代、薪代、炭代などの料金の設定については、事前に長崎市教育委員会の承認を得なければなりません。

食事の提供に関する業務は、利用者から徴収する金額のみで運営してください。

【参考】令和8年4月1日時点の料金設定（消費税込み）

① 食事代（1人あたり）

	朝食	昼食	夕食
小学生以上	560円	710円	930円
保育園・幼稚園	450円	570円	630円

② 野外炊さん食材費（1人あたり）

メニュー	食 材	食材費
カレーライス	米・牛肉・じゃがいも・玉ねぎ・にんじん・カレールー	710円
焼そば	麺・ソース・牛肉・キャベツ・玉ねぎ・にんじん・もやし	
焼肉	米・牛肉(約120g)・キャベツ・玉ねぎ・にんじん・季節の野菜	1,140円
	牛肉(約150g)・キャベツ・玉ねぎ・にんじん・季節の野菜	

③ 野外炊さん燃料費（1班あたり）

	燃料費
薪代（かまど使用時）	306円
炭代（七輪使用時）	204円

6 廃棄物について

廃棄物については、可燃物・不燃物に分別し、所定の場所に集積してください。また、生ゴミの水切りを十分行うなど、ゴミの軽量化に努めてください。

給水管理に係る業務

日吉自然の家では、水道法第3条第9項に規定する給水装置以外の給水に関する設備（受水槽）を設けて人の飲用、炊事用等のために水を供給することから、水道法第4条の水質基準に適合する水を供給する必要があります。

1 衛生上必要な措置

次表の衛生上必要な措置のほか、厚生労働大臣が定める「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い維持管理に努めてください。

措置内容	措置回数
飲料水に健康被害の恐れがあることを知ったときの給水停止及び関係者への周知	直ちに
給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。	その都度
給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を100万分の0.1（結合残留塩素の場合は100万分の0.4）以上に保持するようにすること。	検査：7日以内毎に1回
飲料水の水質検査	定期 「2 飲料水の水質検査」参照
受水槽の点検など、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置	清掃：1年以内毎に1回 「4 受水槽の清掃」参照

2 飲料水の水質検査

検査項目	検査回数
①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦p h 値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度 ※次の項目は水質基準に適合していた場合は、その次の回は検査省略可能。 ①鉛及びその化合物、②亜鉛及びその化合物、③鉄及びその化合物、④銅及びその化合物、⑤蒸発残留物	6ヵ月以内に1回
①シアン化物イオン及び塩化シオン、②塩素酸、③クロロ酢酸、④クロロホルム、⑤ジクロロ酢酸、⑥ジブロモクロロメタン、⑦臭素酸、⑧総トリハロメタン、⑨トリクロロ酢酸、⑩ブロモジクロロメタン、⑪ブロモホルム、⑫ホルムアルデヒド	1年以内に1回 (6月1日から9月30日まで)

飲料水の水質検査を再委託する場合は、建築物飲料水水質検査業又は建築物環境衛生総合管理業の登録を有する事業者に委託してください。

3 浴室の水質検査

日吉自然の家は、旅館業法第3条の規定により簡易宿泊施設として営業許可を受けています。旅館業法、長崎市旅館業法施行条例及び長崎市旅館業法施行細則ほか関係法令の規定に則り、次のとおり浴室の水質基準に適合するように、水質検査を実施してください。

(1) 浴槽水以外（原湯、原水、上がり湯、上がり水） ※年1回以上

区分	基準
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
有機物（全有機炭素(TOC)の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ○全有機炭素(TOC)の量 3mg/L以下 ○過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L以下
大腸菌	検出されないこと。
レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100ml未満）。

(2) 浴槽水 ※年2回以上

区分	基準
濁度	5度以下であること。
有機物（全有機炭素(TOC)の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ○全有機炭素(TOC)の量 8mg/L以下 ○過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L以下
大腸菌群	1個/ml
レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100ml未満）。

なお、浴槽水にあつては、上記基準に適合するように塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあつては、頻繁に浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定し、 $0.4\text{mg/L} \leq \text{遊離残留塩素濃度} < 1.0\text{mg/L}$ となるように努めてください。

4 受水槽の清掃

水道法施行規則第55条の規定に基づき、受水槽の清掃を年1回以上行ってください。

(1) 受水槽の規格

ステンレス製（パネル型）2槽式

有効容量 19m³

寸法 受水槽 4,000×4,000×1,500 h

ポンプ室 4,000×2,000×1,500 h

(2) 一般事項

- ア 作業は、健康状態の良好なものが行うものとする。
- イ 作業衣及び使用器具は、受水槽の掃除専用のものである。又、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。
- ウ ガスが充満している可能性があるため、ガス検知メーター等でチェックし、2人以上で作業を行い、受水槽内の照明及び換気等に注意して事故防止を図る。
- エ 作業にあたっては、ヘルメットや必要に応じて安全帯を使用するものとする。
- オ 荒天の場合は、安全面、衛生面を考慮し、状況に応じて作業を中止・延期するものとする。
- カ 安全には十分配慮し、現場を離れる場合は、点検口やフェンスの施錠を行うものとする。

(3) 清掃作業

- ア 受水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、受水槽の材質に応じ、適切な方法で行うものとする。
- イ 洗浄に用いた水は、完全に受水槽外に排除するとともに、受水槽周辺の清掃を行うものとする。
- ウ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が受水槽内に流入しないようにする。
- エ 清掃終了後、弁類の開閉状態及びポンプのスイッチ状態の確認を確実にし、作業後の受水槽の使用に支障がないよう留意すること。また、受水槽・フェンス等の施錠を確実にすること。

(4) 消毒

- ア 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上受水槽内の消毒を行うものとする。
- イ 消毒剤は、有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いるものとする。
- ウ 消毒は、受水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を利用し高圧洗浄機等で噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行うものとする。
- エ 消毒に用いた排水は、完全に受水槽外に排除する。
- オ 消毒終了後は、受水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じるものとする。

(5) 水の注入

消毒後の水洗い及び受水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うものとする。

(6) 廃棄物の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理すること。

(7) 検査

受水槽の水張り終了後、給水栓及び受水槽における水について、水の色、濁り、臭い及び味について異常がないか検査を行うものとする。なお、末端給水栓における水の遊離残留塩素濃度を0.2mg/L（結合残留塩素濃度にあつては1.5mg/L）以上とすること。

(8) 点検作業

ア 基礎・固定部

- (ア) 亀裂、沈下等の有無を点検する。
- (イ) 固定金属の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
- (ウ) 架台のさび、腐食等の有無を点検する。
- (エ) 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。
- (オ) 基礎部の水平度、不等沈下等を点検する。

イ 外観状況

- (ア) 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。
- (イ) 接合金属及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。
- (ウ) 内・外部補強剤の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。
- (エ) マンホールの密閉状況及び施錠の良否を点検する。

ウ 付属装置

- (ア) ボールタップ及び定水位弁
 - a 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。
 - b 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを点検する。
- (イ) 水面制御及び警報装置
 - a 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
 - b 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。
 - c 作動の良否を点検する。
- (ウ) 塩素滅菌器
 - a ボール弁が正常に作動する。
 - b サイホンブレーカーが正常に作動する。

エ 配管

- (ア) 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
- (イ) 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。

5 簡易水道検査の受検

日吉自然の家の受水槽は、有効容量が10m³を超えることから、水道法第34条の2第2項の規定に基づき、厚生労働大臣登録検査機関の検査を年1回の頻度で受検してください。

6 雨水槽の清掃及び水質（雑用水）検査

日吉自然の家は、雨水を雨水槽（雑用水槽及び貯留槽・防火水槽）に溜め、雑用水（トイレ洗浄用及び散水用等）として再利用しています。雑用水の水質を保つため、年1回以上の頻度で雑用水槽（RC製 屋内地下式 22.3m³）及び貯留槽・防火水槽（RC製 屋内地下式 74.7m³）の汚泥を完全に除去し、清掃してください。

また、次表に基づき雑用水の水質検査を実施してください。

雑用水の検査項目等

項目	基準値	検査の頻度	
		水洗トイレ洗浄用	散水、修景、清掃用
pH値	5.8以上8.6以下	7日以内ごとに1回	7日以内ごとに1回
臭気	異常でないこと		
外観	ほとんど無色透明であること		
大腸菌	検出されないこと	2月以内ごとに1回	2月以内ごとに1回
濁度	2度以下		
遊離残留塩素	※百万分の0.1以上	7日以内ごとに1回	7日以内ごとに1回

※：供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、百万分0.2以上

排水管理に係る業務

排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水等の漏出等が生じないように設備の点検、清掃等を行ってください。

1 一般的事項

- (1) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意してください。
- (2) 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、排水に関する設備の清潔を保持してください。
- (3) 作業時に用いる照明器具は防爆型で、作業に十分な照度が確保できるものとしてください。
- (4) 槽内にはメタンガス等が充満していることがあるので、火気に注意するとともに、換気を十分に行之、安全を確認してから槽内に立ち入ること。また、換気は作業が完全に完了するまで継続して行ってください。

2 浄化槽の管理

浄化槽法、浄化槽法施行令及び環境省関係浄化槽法施行規則のほか関係法令等を遵守し、浄化槽の保守点検、清掃及び水質検査を行ってください。

(1) 作業項目等

項目	作業頻度	作業概要	摘要
保守点検	2週間に1回	浄化槽及び付帯設備の作動状況、運転状況の点検、調整など	環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第2条に規定する「保守点検の技術上の基準」に則り作業を行って下さい。
清掃	年3回	汚泥、スカム等引出し、引出し後の槽内の汚泥等の調整、浄化槽の洗浄など	規則第3条に規定する「清掃の技術上の基準」に則り作業を行ってください。
水質検査	年1回	放流水の水質検査	浄化槽法第11条の規定により（一財）長崎県浄化槽協会の行う水質に関する検査を受けてください。

上記作業を外部委託する場合には、外部委託先が次の条件を満たす必要があります。

保守点検：長崎市の区域内における浄化槽保守点検業の登録を受けている者

清掃：長崎市における浄化槽清掃業の許可を受けている者

(2) 浄化槽の仕様・容積

ア 仕様

処理方式	単体流動・ろ過方式（接触ばっ気方式）
型式名称	フジクリーンプラント PCI-178C型
処理対象人員	178人
計画汚水量	35.6 m ³

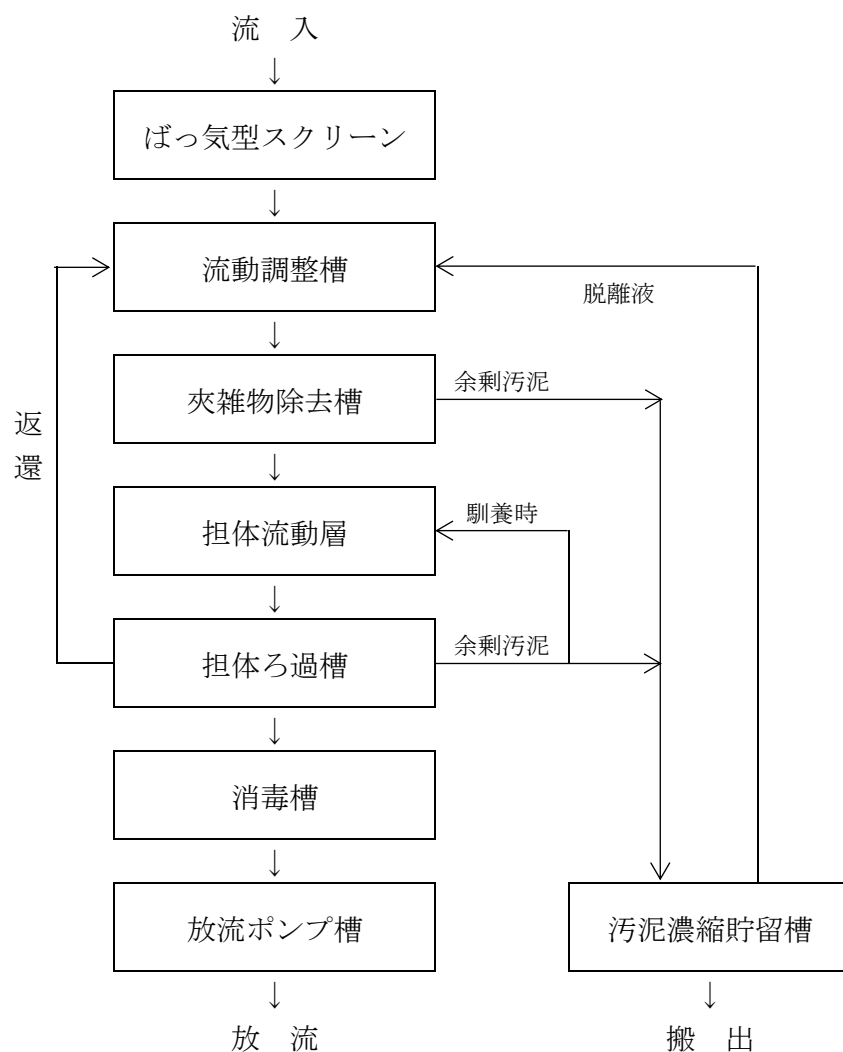
イ 機器

機器名称	規格	台数
ばっ気ブロワ	32 A × 1.50 kW × 0.74 m ³ /min	2
攪拌ブロワ	20 A × 0.25 kW × 0.20 m ³ /min	1
計量ポンプ	50 A × 0.15 kW × 0.08 m ³ /min	2
放流ポンプ	50 A × 1.50 kW × 0.55 m ³ /min	2

ウ 容積

槽名称	実有効容積	槽名称	実有効容積
ばっ気型スクリーン	0.51 m ³	担体ろ過槽	3.46 m ³
流動調整槽	18.11 m ³	消毒槽兼	0.84 m ³
夾雑物除去槽	5.51 m ³	放流ポンプ槽	1.29 m ³
担体流動層	10.10 m ³	汚泥濃縮貯留槽	6.98 m ³

エ フロー図



2 グリーストラップの清掃

次の箇所に設置しているグリーストラップ内部の油脂分、汚泥等を除去し、清掃してください。

掃除後は内部の仕切板等を正しく装着し、機能の維持を図ってください。

年3回以上実施してください。

設置箇所	規格	数量
厨房	パイプ式、ステンレス製、本体容量：200 L 許容流入流量：154.5 L/min 標準集塵グリース量：48.6 kg	1
第1炊さん場 (ピロティー)	パイプ式、ステンレス製、本体容量：60 L 許容流入流量：47.2 L/min 標準集塵グリース量：14.8 kg	2

建物等清掃業務

1 用語の定義

- (1) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (2) 「日常清掃」とは、1日又は週単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (3) 「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業をいう。
- (4) 「定期清掃」とは、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- (5) 「衛生消耗品」とは、トイレットペーパー、水石鹼等をいう。

2 対象業務

- (1) 本仕様書の対象業務は、次のとおりとし、いずれも本業務の主要な部分とする。

- ・ 日常清掃業務
- ・ 定期清掃業務
- ・ 窓ガラス清掃業務
- ・ 建物周囲清掃業務
- ・ 消防水槽等清掃
- ・ 浴槽循環配管清掃

- (2) 業務の範囲及び実施頻度

本業務範囲及び実施頻度は、「6 清掃業務実施要領」により実施する。なお、清掃周期の表記は、次の例による。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・「1D」は、1日ごとに1回とする。 | ・「3/W」は1週に3回とする。 |
| ・「1W」は1週に1回とする。 | ・「2/M」は、1月に2回とする。 |
| ・「1M」は、1月ごとに1回とする。 | ・「1Y」は、1年ごとに1回とする。 |

3 業務の実施要領

- (1) 清掃

「6 清掃業務実施要領」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）に基づき実施するものとする。

- (2) 清掃の省略

次に掲げる部分の清掃は、長崎市教育委員会の指示を受け省略できる。この場合、その旨を報告書に記載するものとする。

- ・ 家具、什器等があり清掃不可能な部分
- ・ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分。
- ・ 天井高さ3.5mを超える照明器具等の高所にある部分。

4 安全管理対策

- (1) 高所における作業では梯子を使用し、必要に応じ安全带、命綱等を使用してください。
- (2) 消火水槽等の槽内の清掃時には、ガスが充満している可能性があるため、ガス検知メーター等でチェックし、2人以上で作業を行い、槽内の照明及び換気等に注意のうえ作業にあってください。

5 清掃時間

清掃時間は、市民等の利用に支障をきたさない時間帯に行ってください。

6 清掃業務実施要領

(1) 日常清掃

ア 床清掃

作業区域	階数	室名	床仕上げ	作業内容	清掃 周期	清掃 面積
玄関、ロビー	1 階	玄関	タイル	除塵及び部分水拭き	1 D	40.95
		ロビー・展示コーナー・談話室	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 D	140.83
執務室	1 階	事務室	カーペット	除塵及び部分水拭き	1 W	81.25
		応接室	カーペット	除塵及び部分水拭き	1 W	18.75
		宿直室	たたみ	除塵及び部分水拭き	1 W	17.24
保健室	1 階	保健室	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	19.00
研修室	2 階	研修室A	P タイル	除塵及び部分水拭き	1 W	79.74
		研修室B	P タイル	除塵及び部分水拭き	1 W	40.95
廊下	1 階	廊下	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	89.99
	2 階	廊下	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	116.14
		通路（廊下）	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	14.16
	3 階	廊下	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	94.37
		通路（廊下）	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	14.16
トイレ、洗面所	1 階	男子トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	19.96
		女子トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	20.58
		多目的トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	6.06
	2 階	男子トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	19.41
		女子トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	20.58
		多目的トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	6.12

作業区域	階数	室名	床仕上げ	作業内容	清掃 周期	清掃 面積
		洗面所A	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	11.62
		洗面所B	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	12.17
	3 階	男子トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	19.41
		女子トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	20.58
		多目的トイレ	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	6.12
		洗面所A	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	11.62
		洗面所B	タイル	除塵及び全面水拭き	1 D	12.17
E V		エレベーター室	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	5.78
階段	1 階	階段室A	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	35.78
		階段室B	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	32.41
	2 階	階段室A	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	35.78
		階段室B	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	32.52
	3 階	階段室A	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	35.78
		階段室B	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	33.71
浴室、脱衣室	1 階	浴室A（大）	タイル	洗淨	1 D	72.84
		浴室B（中）	タイル	洗淨	1 D	39.20
		浴室C（小）	タイル	洗淨	1 D	10.50
		脱衣室A（大）	塩化ビニール	除塵及び拭き	1 D	25.00
		脱衣室B（中）	塩化ビニール	除塵及び拭き	1 D	14.70
		脱衣室C（小）	塩化ビニール	除塵及び拭き	1 D	4.20
宿泊室	2 階	宿泊室（8室）	たたみ	除塵及び部分水拭き	1 D	208.00
		リーダー室（4室）	たたみ	除塵及び部分水拭き	1 D	96.40
	3 階	宿泊室（7室）	たたみ	除塵及び部分水拭き	1 D	182.00
		リーダー室（2室）	たたみ	除塵及び部分水拭き	1 D	48.20
リネン室	2 階	リネン室	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	16.17
	3 階	リネン室	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 W	16.17
食堂・炊さん場	1 階	食堂	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 D	292.50
		通路		除塵及び部分水拭き	1 W	15.00
		ピロティー	モルタル	除塵	1 W	250.00
厨房周り	1 階	厨房	合成樹脂塗床	除塵及び全面水拭き	1 D	56.79
		下処理室	合成樹脂塗床	除塵及び全面水拭き	1 D	24.56
		食品庫	合成樹脂塗床	除塵及び全面水拭き	1 D	4.40
		検収室	合成樹脂塗床	除塵及び全面水拭き	1 D	8.60

作業区域	階数	室名	床仕上げ	作業内容	清掃 周期	清掃 面積
		厨房廊下	塩化ビニール	除塵及び部分水拭き	1 D	13.70
		厨房トイレ	合成樹脂塗床	除塵及び全面水拭き	1 D	1.80
		脱衣室	フローリング	除塵及び部分水拭き	1 D	2.23
		休息室	たたみ	除塵及び部分水拭き	1 W	24.63
体育館	2 階	競技場	サテンコート	除塵、床材に適した 薬剤を使用してのモ ップ掛け	1 W	750.00

イ 床以外の清掃

階数	室名	作業内容	清掃周期
1 階	玄関、ロビー	マット除塵	1 D
		ガラス拭き、窓台の除塵及び拭き、手摺拭き、什器備品除塵	2 /M
	保健室	洗面台及び水栓拭き、鏡拭き	2 /M
	浴室、脱衣室	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具等拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足ふきマット乾燥、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集	1 D
	浴室	ろ過器を逆洗浄により十分に汚れを排出、ろ過器及び循環配管を適切な消毒方法で生物膜を除去	1 W
	食堂	洗面台及び鏡拭き、窓台除塵、什器備品拭き	1 D
2 階	研修室 A・B	什器備品拭き、窓台の除塵及び拭き	3 /W
2・3 階	洗面所	洗面台及び水栓拭き、鏡拭き	1 D
各階	廊下	手摺拭き	3 /W
	トイレ	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台及び水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	1 D
	エレベーター室	壁・扉・操作盤部分拭き、扉溝除塵	2 /M
	階段室 A・B	手摺拭き、窓台除塵及び拭き	2 /M
	エアコン	フィルター等の清掃	1 Y
	ごみ収集		3 /W
屋外	駐車場	拾い掃き	1 D

※厨房周りに関しては、常に衛生状況を保つようにしてください。

(2) 日常巡回清掃

階数	室名	作業内容	清掃周期
1 階	玄関、ロビー	床部分水拭き、マット除塵	1 D
	食堂	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き	1 D
2・3 階	洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き	1 D
各階	廊下	床部分水拭き又は除塵	1 D
	トイレ	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄	1 D
屋外	駐車場	拾い掃き	1 D

(3) 定期清掃

ア 床の清掃（ワックス掛け）

階数	室名	床仕上げ	清掃周期	清掃面積
1 階	ロビー・展示コーナー・談話室	塩化ビニール	1 Y	140.83
	廊下	塩化ビニール	1 Y	89.99
	階段室A	塩化ビニール	1 Y	35.78
	階段室B	塩化ビニール	1 Y	32.41
	食堂	塩化ビニール	1 Y	292.50
2 階	廊下	塩化ビニール	1 Y	116.14
	通路（廊下）	塩化ビニール	1 Y	14.16
	階段室A	塩化ビニール	1 Y	35.78
	階段室B	塩化ビニール	1 Y	32.52
	研修室A	P タイル	1 Y	79.74
	研修室B	P タイル	1 Y	40.95
3 階	廊下	塩化ビニール	1 Y	94.37
	通路（廊下）	塩化ビニール	1 Y	14.16
	階段室A	塩化ビニール	1 Y	35.78
	階段室B	塩化ビニール	1 Y	33.71

イ 床以外の清掃

階数	室名	作業内容	清掃周期
1 階	浴室、脱衣室	天井拭き	1 M
	浴室	浴槽の循環配管の薬品洗浄 ※洗浄液の排水は建物外部の側溝に流す。(建物内の排水口に流すと浄化槽内のバクテリアが死滅するため。)	1 Y
	建物全体	窓ガラス洗浄、ブラインドのスラット等拭き、照明器具拭き	1 Y
地下	消火水槽 (14.6m ³) R C 製 屋内地下式	排水後、槽内に入っての沈殿物の除去、槽内の汚れの除去	1 Y
	雑用水槽 (22.3m ³) R C 製 屋内地下式	排水後、槽内に入っての沈殿物の除去、槽内の汚れの除去	1 Y
	貯留槽・防火水槽 (74.7m ³) ※ 3 槽 R C 製 屋内地下式	排水後、槽内に入っての沈殿物の除去、槽内の汚れの除去	1 Y

そ害虫防除業務

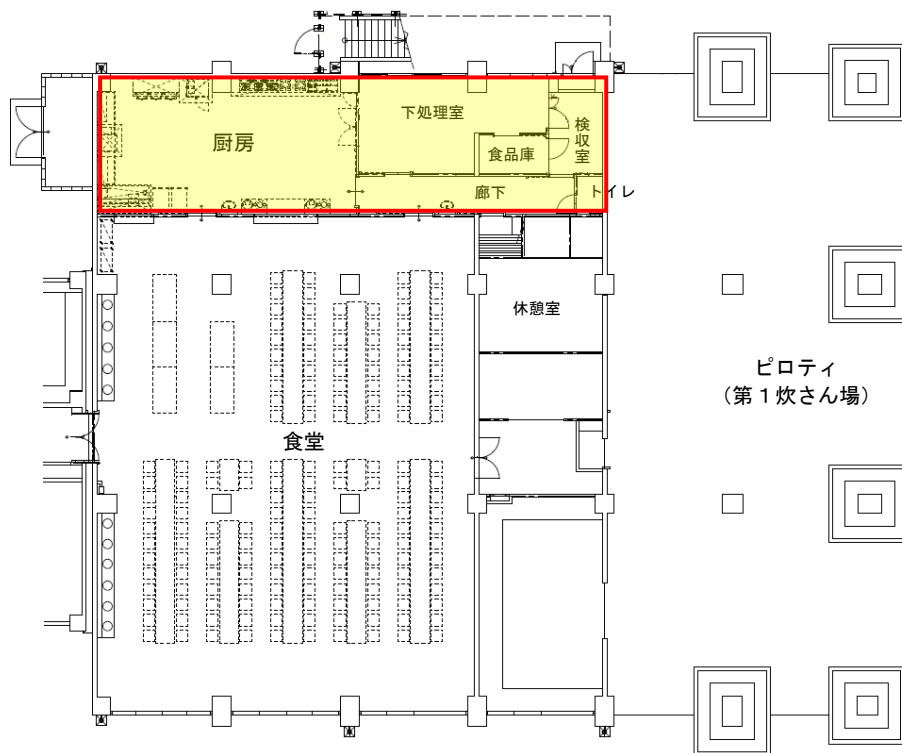
人の健康を損なう事態を生じさせる恐れのある「そ害虫」の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うほか、厚生労働大臣が定める「空調設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い、そ害虫の防除に努めてください。

1 防除対象のそ害虫

ねずみ、ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物を防除の対象とします。

2 防除の実施場所及び頻度

防除の実施場所	頻度
厨房、下処理室、食品庫、検収室、廊下、厨房トイレ【下図参照】	月 1 回
上記以外の建物内	年 1 回



3 業務の方法

直接・残留噴霧、空間噴霧、ベイト処理、フラッシング処理の併用など、実施場所の特性に応じた方法により、次の点に留意して実施してください。

- (1) 害虫の防除のための殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いてください。
- (2) 館内には各種機器及び設備を有しているので、作業箇所が広域にわたる場合には、火気に十

分注意して実施してください。

- (3) 流し台の下、排水槽周辺、食器棚のすきま等については特に念入りに行ってください。
- (4) 残留薬剤が人体に影響することがないように安全性に留意してください。
- (5) 空間噴霧作業については、天井消火設備が反応しないよう業務を遂行してください。

4 業務実施時間帯

防除作業は、原則として日吉自然の家の閉館時間に行ってください。

5 その他

再委託する場合は、外部建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を有する事業者へ委託してください。

機械警備業務

1 用語の定義

- (1) 「業務」とは、施設警備に当たることをいう。
- (2) 「施設警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止することをいう。
- (3) 「警備員」とは、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条（警備員の制限）に定められた要件を満たし、同法第21条及び22条の記載に基づいて法定教育を受けた者で、警備業務に従事する者をいう。
- (4) 「機械警備」とは、施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局へ送信し、その受信により警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。
- (5) 「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された施設をいう。

2 対象業務

本仕様書の対象業務は、機械警備業務とする。

3 関係法令の遵守

本業務の実施にあたっては、警備業法、公安委員会規則及びその他諸法令を遵守し、本仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

4 業務条件

(1) 警備用機械装置の配置

警備用機械装置の配置数量については、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ア 操作器（警戒開始・解除） | 1箇所 |
| イ 送信機（非常通報装置） | 1箇所 |
| ウ パッシブセンサー（最長感知距離：12メートル程度） | 2箇所 |

(2) 警備用機械装置の機能

警備用機械装置は、次の機能を有する未使用新品のものとする。

- | | |
|---|---------------------------------|
| ア | 事務室内へ侵入者を感知し、表示する機能 |
| イ | 火災発生を感知する機能 |
| ウ | 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能 |
| エ | 施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能 |
| オ | 警備の開始、解除の操作を行う機能 |
| カ | 基地局に異常等の信号を送信する機能 |
| キ | 一般公衆回線の断線を監視する機能 |
| ク | 一般公衆回線が使用中の場合、強制断線して警報信号を送信する機能 |

(3) 警備時間

原則として、警備装置をセットした時点から解除した時点までとする。ただし、火災及び非常通報に関する機能は常時対応すること。

5 業務の実施要領

- (1) 警備用機器の設置
- (2) 警備対象施設の遠隔監視
- (3) 緊急時の現場確認
- (4) 長崎市教育委員会への連絡
- (5) 警察署、消防署等への連絡

6 緊急時の措置

- (1) 基地局に警備員 1 名以上を常駐させ、警報装置により警備対象物に異常状態が発生した時、即刻当該施設に急行し、異常事態の確認をするとともに事態の拡大防止にあたること。
- (2) 必要に応じて関係部署、緊急連絡先に通報すること。

7 警備装置の設置等

- (1) 警備装置及びこれに付帯する一切の設備は、指定管理者の負担によりこれを設置すること。
- (2) 指定管理期間終了後、15日以内に設置している機器等を撤去し原形復旧を行うこと。
- (3) 本業務に係る通信回線は、一般電話回線を利用すること。
- (4) 警備装置は、毎日作動確認等の点検を行い、故障の場合は、速やかに修理すること。

敷地内環境整備業務仕様書

1 業務の目的

日吉自然の家敷地内のつどいの広場、炊さん場、駐車場、オリエンテーションコース等を利用者が安全に利用できるよう環境整備について必要な業務を行うもの

2 業務回数及び内容

(1) 清掃等

つどいの広場、炊さん場、駐車場、建物周辺他、必要に応じ適宜除草、清掃等を行うこと。

(2) 環境整備

敷地内のオリエンテーションコース等について、利用者の安全に配慮し随時、適正に環境整備を行うこと。

また施設敷地内において、令和6年度から民間企業と協定を締結したうえで、環境整備活動（企業の森づくり活動）に取り組んでいることから、作業道具の貸し出しなど必要に応じて当該活動に協力すること。

(3) 倒木等への対応

台風や大雨、暴風の後、及び月に1回以上、施設敷地内を点検し、倒木、老朽化した樹木や落枝等を確認し、必要に応じて伐採その他安全対策を行うこと。

倒木や老朽化した樹木が多数（概ね6本以上）となる場合は、教育委員会に報告のうえ、協議して対応すること。

(4) 自然動物等への対応

安全対策上の観点から、施設及び施設近隣に出没するイノシシや猿などの自然動物について、施設利用者への注意喚起を行うとともに、必要な措置などについて、教育委員会と協議して対応すること。

また、建物内、建物周辺、体験メニューに応じた活動場所について、定期的（概ね月1回）に下見を行い、有害虫（スズメバチやムカデなど）の発生状況などを確認し、施設利用者への注意喚起を行うとともに、教育委員会へ報告のうえ、協議して対応すること。

消防用設備保守点検業務

1 業務目的

本業務は、防災設備について専門的見地から、点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資することを目的とします。

2 保守点検の回数

設備保守点検については年2回実施してください。

3 対象業務

- (1) 本業務は、「8 設置機器等一覧」に掲げる設備等を対象とし、「消防法」第17条の3の3及び「消防法施行規則」第31条の6の規定に基づき保守点検を行うものです。
- (2) 本業務における各設備の実施頻度は、「9 消防用設備等の種類別の点検資格及び点検周期表」によるものとします。
- (3) 保守点検の結果、粉末消火器の有効期限切れが判明した場合には、指定管理者において新たな粉末消火器を調達のうえ、古い粉末消火器を適切に処分すること。また、修繕を要する箇所が判明した場合には、日吉自然の家指定管理者業務仕様書「10 (2) 指定管理者が行う修繕」の範囲内で対応してください。

4 業務の実施要領

- (1) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号。以下「昭和50年消防庁告示第14号」という。)別表第1から別表第3までに掲げる点検の基準に基づく当該設備の作動、外観及び機能の各点検を実施した上で、点検票を作成し、提出してください。
- (2) 「消防法施行規則」の規定に基づき、「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号。以下「平成16年消防庁告示第9号」という。)第4の規定に基づく消防用設備等点検結果報告書を作成し、提出してください。
- (3) 「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件」(平成16年消防庁告示第10号)の規定に基づき、設備に応じた資格を有する者が点検を行ってください。

5 関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては、「消防法」等関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行に努めるものとします。

6 業務条件

本業務は、原則として日吉自然の家の開館時間内に行うこととしますが、自動火災報知設備[感知器作動試験及び、非常用放送設備(スピーカー鳴動試験)]などの一部業務については、施設の利用状況によっては、閉館後に行ってください。

7 廃棄物の処理等

清掃作業によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理してください。

8 設置機器等一覧

区分	分類等	数量	単位	備考
消火器具	粉末消火器（蓄圧式）	18	本	
屋内消火栓設備 又は 屋外消火栓設備	加圧送水装置	1	組	保形ホースであり、 耐圧性能の点検は 不要
	制御盤	1	面	
	消火栓（易操作性）	36	組	
	表示灯	8	灯	
	表示盤	1	面	
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1	組	
	呼水装置	1	組	
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級	1	面	回線数：12回線
	副受信機	1	面	回線数：12回線
	差動式分布型感知器	6	個	
	差分式又は補償式スポット型感知器	54	個	
	定温式スポット型感知器	18	個	
	煙感知器	33	個	
	P 型 1 級発信機	8	個	
	表示灯	8	灯	
	音響装置	8	個	
	常用電源	1	組	
	予備電源（受信機のみ）	1	組	
非常警報設備 （放送設備）	増幅器操作部	1	台	自火報連動有り
	スピーカー回線	13	個	個数：52個
	常用電源	1	組	
	非常電源	1	組	
誘導等及び誘導標識	誘導灯	17	灯	
避難器具	救助袋	3	組	垂直式
排煙設備 （防火戸、防火ダンパー等を含む）	制御盤（受信機兼用）	1	面	回線数：6回線
	防火戸（ドア式S型）	6	枚	
	防火戸（引戸式ウエイト閉鎖型）	6	枚	煙連動有り
非常電源専用受電設備	低圧受電設備	1	式	

9 消防用設備等の点検資格及び点検周期

点検については、以下表にある有資格者が点検を行ってください。
(本仕様に含まない業務についても記載しています。)

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	6月	1年
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備	第1類			
		泡消火設備	第2類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化合物消火設備、粉末消火設備	第3類			
		動力消防ポンプ設備	第1類、第2類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第4類	第2種	6月	1年
		漏電火災警報器	第7類			
		消防機関へ通報する火災報知設備	第4類			
		非常警報設備	第4類、第7類			1年
	避難設備	避難器具(すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他)	第5類	第2種	6月	1年
		誘導灯及び誘導標識	第4類、第7類 (注)			
消防用水		第1類、第2類	第1種	6月		
消火活動上必要な施設	排煙設備	第4類、第7類	第2種	6月	1年	
	連結散水設備、連結送水管	第1類、第2類	第1種			
	非常コンセント設備、無線通信補助設備	第4類、第7類	第2種			
非常電源・配線等	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	当該電源等が付属する各消防用設備等の点検資格を有する者		6月	1年	
	配線					
	総合操作盤			6月		

注) 第4類(甲種・乙種)又は第7類(乙種)のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

防火戸点検業務

1 業務概要

建築基準法の規定により、防火設備（防火戸）の定期点検・報告が義務化されていることから、必要な業務を行うものです。

2 作業内容等

(1) 点検箇所及び数量

1階から3階まで 各2箇所 合計6箇所

※「4 配置図」参照

(2) 点検資格者

点検にあたっては、以下のいずれかの資格を有するものが行ってください。

1級建築士・2級建築士・防火設備検査員

(3) 調査及び検査報告

別紙「検査結果表（防火扉）」の検査事項に基づき、年1回点検を行い、同様式を使用して検査報告書を長崎市建築指導課へ提出してください。

3 留意事項

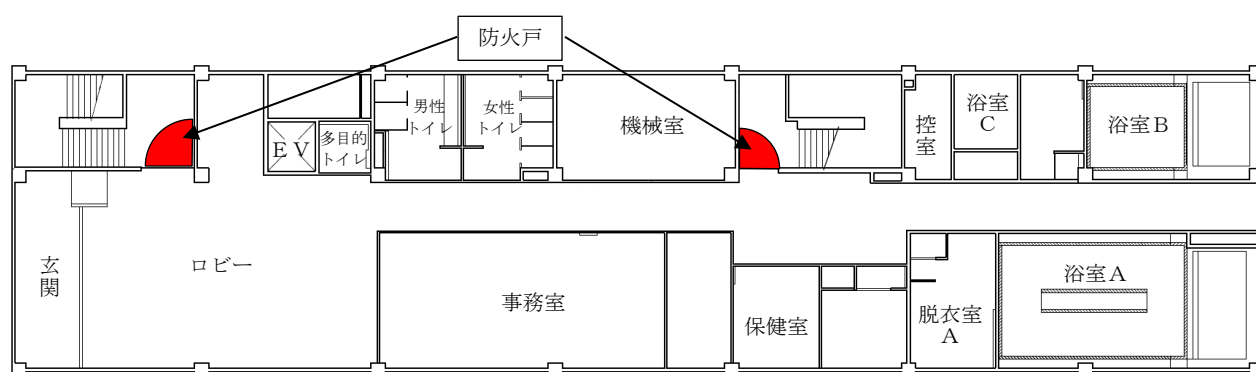
(1) 点検作業等の実施について、館の管理運営に支障のない日時に行ってください。

(2) 施設内における作業に当たっては、施設利用者の安全を確保するとともに、施設利用者に支障をきたさないよう措置を行ってください。

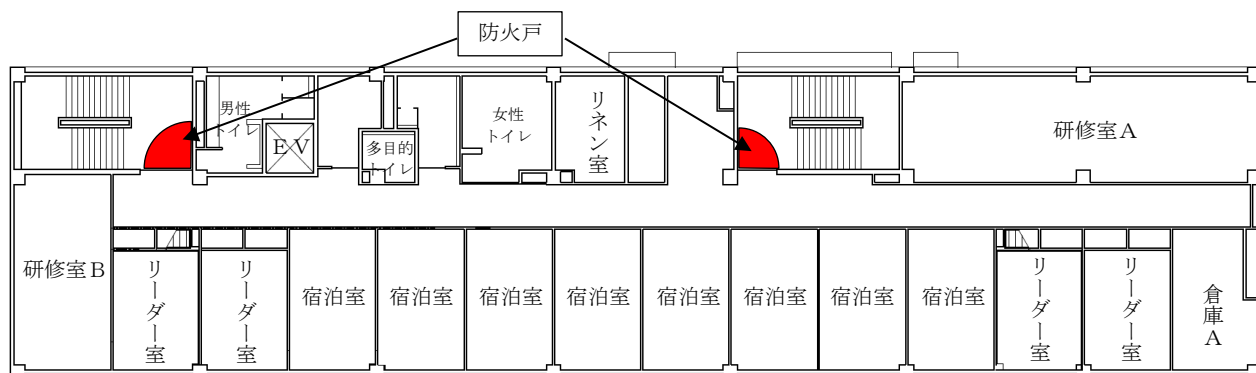
(3) 作業の実施に当たっては関係法規を遵守してください。

4 配置図

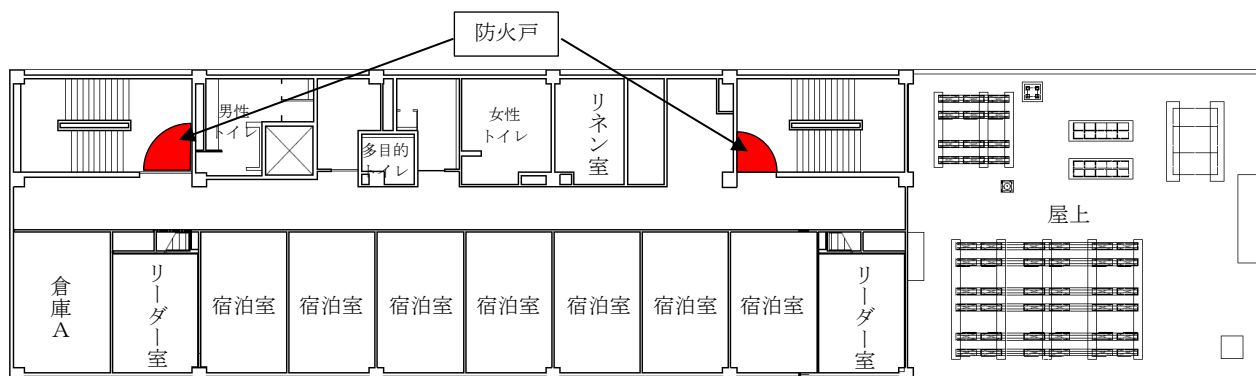
(1) 1階



(2) 2階



(3) 3階



検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲の状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止措置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)			温度ヒューズ装置	設置の状況			
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)			結線接続の状況				
(10)			接地の状況				
(11)			予備電源への切り替えの状況				
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)			容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)		総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況				
(17)	防火区画の形成の状況						
上記以外の検査項目							
特記事項							
番号	検査項目		指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等		改 善（予 定）年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

自家用電気工作物保安管理業務

1 業務概要

本業務は、日吉自然の家に設置している自家用電気工作物について、電気事業法第42条第1項の規定に基づき定めた保安規定により、保安管理を行うものです。

2 施設の名称及び所在地

日吉自然の家 長崎市飯香浦町3715

3 設置者及びみなし設置者

設置者 長崎市教育委員会

みなし設置者 指定管理者

4 業務対象物件

(1) 受変電設備 受電電圧 6600V 受電電力 165kW 設備容量 250kVA

(2) 非常用予備発電装置 定格電圧 220V 定格出力 37.6kW 定格容量 47kVA

種類 ディーゼル 44.9kW

5 業務回数及び内容

(1) 月次点検 毎月1回 主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験

(絶縁監視装置を設置した場合は隔月点検にすることができる)

(2) 年次点検 毎年1回 主として施設を停止して行う精密な点検、測定及び試験

(3) 臨時点検 異常が発生した場合など必要に応じて行う点検、測定及び試験

(4) 工事中点検 工事期間中、毎週1回以上（工事期間のうち1ヵ月以内を限度）

6 保安に関する業務区分

長 崎 市 教 育 委 員 会	・技術基準に適合するよう維持する（責任分担表による指定管理者の責任範囲外） ・保安規程の策定 ・工事計画届出、使用前安全管理検査対応 ・報告徴収の対応 ・立入検査対応 ・事故報告 ・公害防止に関する届出 ・発電所出力変更、廃止の報告 ・上記のほかここに記載されていない電気工作物に係る業務
指 定 管 理 者	・技術基準に適合するよう維持する（責任分担表による指定管理者責任範囲内） ・保安規程の届出 ・電気主任技術者の選任及び外部委託関係 ・報告徴収の対応 ・立入検査の対応 ・事故報告

7 その他

保安管理を実施する者については電気事業法施行規則に適合する者を充ててください。

エレベーター保守点検業務

1 業務概要

エレベーターの正常かつ良好な運転状態を保つため計画的に専門技術者による保守点検を行ってください。

2 保守の対象

- (1) 日立ロープ式エレベーター 1 台
乗用 900K g 3 停止
- (2) 停電時自動着床装置 1 台
- (3) 地震時管制運転装置 1 台
- (4) オートアナウンス装置 1 台

3 業務内容

(1) 保守点検内容

- ア 毎月 1 回、特に訓練された専門技術者を派遣して、エレベーターを適宜調整し安全かつ良好な運転状態に保ため、毎月エレベーター各部の点検清掃、注油、調整を行ってください。
- イ 消耗部品の取替は本業務に含みます。又、機器の摩耗・劣化を予測し、エレベーターの機能維持および安全かつ良好な運転状態の確保を図るための機能維持部品の修理又は取替については、軽微なものは日吉自然の家指定管理者業務仕様書「10 (2) 指定管理者が行う修繕」の範囲内で対応してください。なお、メーカーの純正部品を使用してください。
- ウ 潤滑油は、メーカー所定の仕様に基づいて調合したものを使用してください。
- エ 特に指定のない場合は、通常勤務日の就業時間内に施工するものとします。
- オ 遠隔監視（リモート点検）による運行状態を常時記録し、そのデータの分析を基に適切な予防保全を行ってください。

(2) 故障対応

- ア 不慮の故障等の場合に備えて、直ちに技術員を派遣する体制と円滑に部品を供給する体制を常に整え休止時間の短縮に努めてください。
- イ 万一、次の監視項目の異常信号を受信した場合、運行データを活用し迅速かつ的確な処置を講じるとともに、専門技術者により対応してください。
 - (ア) 閉じ込め故障
 - (イ) 使用不能故障
 - (ウ) 着床不良
 - (エ) 戸開閉不良
 - (オ) 安全装置動作
 - (カ) 制御系電源異常
 - (キ) 制御用マイクロコンピューター（CPU）異常
 - (ク) 温度異常
- ウ 閉じ込め故障の際、エレベーターカゴ内と情報センター受信専門員と直接通話ができるも

のとし、状況により情報センター受信専門員から、カゴ内乗客に向けて直接通話を行ってください。

(3) 監視装置

ア 遠隔監視に必要な監視装置は、指定管理者（外部委託する場合はその受託者）の所有とします。

イ 監視装置に接続する電話回線の加入は指定管理者（外部委託する場合はその受託者）に帰属とします。

4 本仕様の対象外

昇降かご（含タイル）、昇降路周壁、各階出入口扉、三方枠、敷居、押釦カバー、イジケーターカバー、操作盤カバーに関する仕上直し（塗装替又はメッキ直し）の修理又は取替工事

5 その他

- (1) 作業に当たっては、第三者の安全を確保してください。
- (2) いかなる場合でも、部品の供給体制を整えて迅速に対応してください。

自動ドア開閉装置保守点検業務仕様書

1 点検の対象物件

型式	数量	設置場所
両引自動ドア開閉装置	1 台	正面玄関入り口

2 点検回数

6 ヶ月ごとに 1 回（年 2 回）

3 点検内容

- (1) 装置の異状の有無点検
- (2) 扉の開閉速度及びクッションの調整
- (3) 各部のビス、ボルトナット等の締め直し
- (4) 機械各部の清掃注油

4 部品等の取替

物件の正常な作動状況を維持するため、必要に応じ部品等の取替えを行ってください。

5 点検報告

保守点検業務の報告及び処置の内容については、月次報告時に報告書を教育委員会へ提出してください。なお必要により写真を添付してください。

太陽光発電設備保守点検業務

1 業務概要

屋上に設置されている太陽光発電設備の正常かつ良好な運転状態を保つため保守点検を行ってください。

2 点検回数

6 か月ごとに1回（年2回）

3 点検要領

点検箇所・部位	点検項目		点検要領
太陽電池アレイ、架台	目視	太陽電池モジュールの汚れ及び破損	・表面に著しい汚れ、傷及び破損がないこと。 ・裏面（バックシート）に著しい汚れ、傷及び破損がないこと。（裏面の点検が可能な場合）
		太陽電池モジュールフレームの破損及び変形	フレームに破損及び著しい変形がないこと。
		架台・基礎の状態	・著しい基礎のひずみ、損傷及びひびなどの破損進行がないこと。 ・架台の変形、傷、汚れ、さび、腐食及び破損がないこと（さびの進行のない、めっき鋼板の端部に発生するさびは除く）。なお、塩害地区の場合は、特にさび、腐食及び破損を確認する。
		太陽電池モジュール及び架台の固定	ボルト及びナットの緩みがないこと。なお、折板屋根においては、ハゼ金物の増し締めを確認すること。
		周囲の状況	陰の状態の確認、鳥の巣、雑草及び樹木などの状態が安全、性能に著しい影響のないこと。
		太陽電池モジュール及び架台の接地	接地線に著しい傷、破損などがなく、正しく接続されていること。
		防水処理	コーキングに異常がないこと。
		屋根葺材の破損	・屋根葺材が破損していないこと、隙間やズレがなく収まっていること。 ・屋根葺材（折板屋根を含む）との接合部の損傷がないこと。
		配線及び電線管の損傷	・コネクタが確実に結合され、損傷がないこと。過剰な張力がかかっていない、余分な緩みがないこと。 ・配線に著しい傷及び破損がないこと。 ・電線管に著しい傷、汚れ、さび、腐食、破損及び変形がないこと、及び配管・ラックの防水、支持、固定状態を確認すること。

点検箇所・部位	点検項目		点検要領
接続箱（PCS内蔵型を含む）、集電箱	目視及び操作	外箱の腐食及び破損	外観に著しい腐食、さび、傷及び機能を損なう可能性のある破損がないこと。
		扉の開閉及び施錠	扉の開閉に異常がないこと。また、鍵付きの場合は施錠ができること。
		外箱の内部の状態	・塵埃、雨水、害虫及び小動物などの侵入がないこと。 ・著しい汚れ、腐食、さび、破損及び変形がないこと。
		設置状況	外箱の固定ボルトなどに緩みがなく確実に取付けられていること。
		配線の損傷	配線に著しい傷及び破損がないこと。
		防水処理	・コーキングなどの十分な防水処理がなされていること。 ・水抜き穴などの処理がされていること。
		内部機器の脱落	内部機器に脱落などがないこと。
		電線管の破損	配線ケーブルを納める配管に著しい傷及び腐食などがないこと。
		端子台、内部機器のねじの緩み	端子台、内部機器にねじの緩みがないこと。
		開閉器の状態	ハンドルなどの操作部がある場合は、確実に操作できること。
		接地の確認	接地線に著しい傷、破損がなく、正しく接続されていること。
		対雷対策の確認（対策がある場合）	避雷素子（SPD）、バリスタに劣化がないこと。
	測定	絶縁抵抗、接地抵抗、開放電圧	正常値の範囲であること。
PCS	目視	外箱の腐食及び破損	外観に著しい腐食、さび、傷及び機能を損なう可能性のある破損がないこと。（鍵付きの場合）扉の施錠がされていること。
		設置状況	外箱の固定ボルトなどに緩みがなく確実に取付けられていること。
		防水処理（屋外用の場合）	雨水の侵入がないこと。
		部品の落下	PCS内外に部品の落下がないこと。
		外部配線の損傷及び接続端子の緩み	・配線に著しい傷及び破損がないこと。 ・ねじの緩みがないこと。 ・端子及びキャップの変色がないこと。
		接地線の損傷及び接続端子の緩み	・接地線に著しい傷及び破損がないこと。 ・ねじの緩みがないこと。
		電線管の破損	配線ケーブルを納める配管に著しい傷、腐食などがないこと。
		通気確認（通気孔、換気フィルターなど）	・通気孔をふさいでいないこと。 ・換気フィルター（ある場合）が目詰まりして

点検箇所・部位	点検項目		点検要領
			いないこと。
		異常音など	運転時の異常音、異常な振動、異臭及び異常な過熱がないこと。
	測定	絶縁抵抗、設置抵抗、系統電圧	正常値の範囲であること。
その他（開閉器など）	目視及び操作	機器の破損	機器に著しい傷、機能を損なう可能性がある破損がないこと。
		塵埃及び油などの付着	端子まわりに著しい汚れがないこと。
		操作部の状態	ハンドルなどの操作部がある場合は、確実に操作できること。
		機器の過熱	温度異常により、絶縁ケースや端子部分に加熱による変形がないこと。
		設置状況	確実に取付けられていること。
		配線の損傷	配線に著しい傷及び破損がないこと。
		端子台及び内部機器のねじの緩み	端子台及び内部機器のねじの緩みがないこと。
運転・停止	目視及び操作	運転、停止、表示部の動作確認	運転、停止が正常に行われること。また、表示部に運転、停止などの状態表示が行われていること。
発電電力	目視	電力量計（取引用計量器）（売電時）	メーターが正しく動作していること。

4 点検報告

保守点検業務の報告及び処置の内容については、月次報告時に報告書を教育委員会へ提出してください。なお必要により写真を添付してください。

厨房機器点検業務

1 業務概要

本業務は日吉自然の家の厨房内の調理機器の管理点検を行うものです。

2 点検回数

本業務については年1回行ってください。

3 業務内容

(1) 機械器具の点検

次の機械器具について、点検項目に基づき点検を行ってください。点検は、専門の資格等を持つ者で行って下さい。

機械器具名	点検項目
食器洗浄機	洗浄タンクの水漏れの確認。洗浄ポンプの運転は正常か。水漏れ、異音はないか。
	洗浄タンク内のボールタップの作動確認。適正な水位で止水するか。
	洗浄タンク内のオーバーフロー兼用排水栓パッキンの確認。漏水はないか。
	送りコンベアの作動確認。異音、コンベアのたるみ、ゆがみ、ネットの欠け等はないか。
	タンク加熱用ガスブースター作動確認。ガス漏れ、不着火、不完全燃焼等はないか。
	ブラシ槽の水漏れ、止水栓、Vベルトの不具合はないか。洗浄ブラシの状態は適切か。
	タンク湯温度とサーモスタットの設定値に大きな誤差はないか。
包丁まな板 消毒保管庫	庫内ファンの回転方向は全て正常か。異音はないか。
	扉のラッチ、ヒンジ、ゴムパッキンに不具合はないか。
	庫内温度や運転時間の表示は適正か。
	温度ヒューズの断線はないか。
炊飯機（3台）	電源コード、プラグ、コンセント側に不具合はないか。
	メインバーナーの点火、燃焼状況は適正か。ガス漏れはないか。
	炊飯釜に傷、へこみはないか。釜底のセンサーの当たり部に傷、汚れはないか。
スチームコンベクションオーブン	扉パッキンに断裂、ひび割れ、よじれはないか。
	（ガス式）着火燃焼状況の確認。目視が困難な場合は燃焼排ガスの状況により確認。（CO値等）
	（ガス式）熱交換器に断裂やひび割れはないか。
	（電気式）3相各々の電流値測定により、ヒーターの断線はないか。
	庫内ファンに異音、回転ムラはないか。
	浄軟水器の消費期限の確認。

フライヤー	油槽に油漏れの形跡はないか。
	電気使用の機種は、電源コード、プラグ、コンセントに不具合はないか。
	パイロットバーナー、メインバーナーの点火、燃焼状況は適正か。ガス漏れはないか。 (必ず水を貯めて点検)
冷蔵庫（牛乳保冷庫を含む）（3台） 及び冷凍庫（2台）	扉パッキンに断裂、ひび割れ、よじれはないか。カビが付着していないか。
	凝縮器のファンの状況は正常か。フィン、フィンフィルターの汚れ具合はどうか。
	庫内ファンに異音、回転ムラはないか。庫内温度は正常か。
食器乾燥機	運転状況は正常か。異音等はないか。
ガスコンロ（2台）	ガス漏れはないか。

(2) 点検結果の判定

点検後、以下に基づき判定し、点検結果一覧（第1号様式）により報告を行ってください。判定の結果、AまたはBに該当する機械器具については、備考欄に内容を記載するとともに、写真を添付してください。

- A：修理しないと危険なもの（使用できない）
- B：修理をした方が良いもの（使用できるが修理した方が良いもの）
- C：経過観察（使用できるが注意した方が良いもの）
- D：修理不要

4 点検報告書類の作成

点検後は点検結果一覧を作成し提出してください。

5 その他

再委託する場合は、厨房設備士資格保有者又は同等の能力を有する者へ委託してください。

(第1号様式) 点検結果一覧

機械器具名	製造メーカー	点検結果	備 考
食器洗浄機			
包丁まな板消毒保管庫			
炊飯器①			
炊飯器②			
炊飯器③			
スチームコンベクション			
フライヤー			
冷蔵庫①			
冷蔵庫②			
冷蔵庫③			
冷凍庫			
食器乾燥機			
ガスコンロ①			
ガスコンロ②			

施設責任者 確認欄 (サイン)

実 施 日： 令和 年 月 日

業務担当者：

給湯器保守点検業務

1 業務概要

本業務は日吉自然の家の給湯器の管理点検を行うものです。

2 点検回数

本業務については令和9年度及び令和12年度に各1回行ってください。

3 業務内容（点検項目及び必要な整備の概要）

- (1) 機器本体・配管から水漏れがないか
(例、機器の周りが常に濡れている)
- (2) オイルタンクや送油管の接合部から油漏れしていないか
- (3) 機器外装に異常（焼けたようなあとがある、穴開きがある等）がないか
- (4) 運転中の機器から異常音が聞こえないか
- (5) 排気口や吸気口がホコリでふさがっていないか
(あればホコリを除去する)
- (6) ドレン抜きバルブにゴミ詰まりがないか
(あればゴミを除去する)
- (7) ドレンに破損がないか
- (8) 機器や排気口の周りに燃えやすいものが置かれていないか
- (9) 点検対象機器のうち交換の必要がある程度と判断されたものは、該当機のみ停止し、報告書に記載する

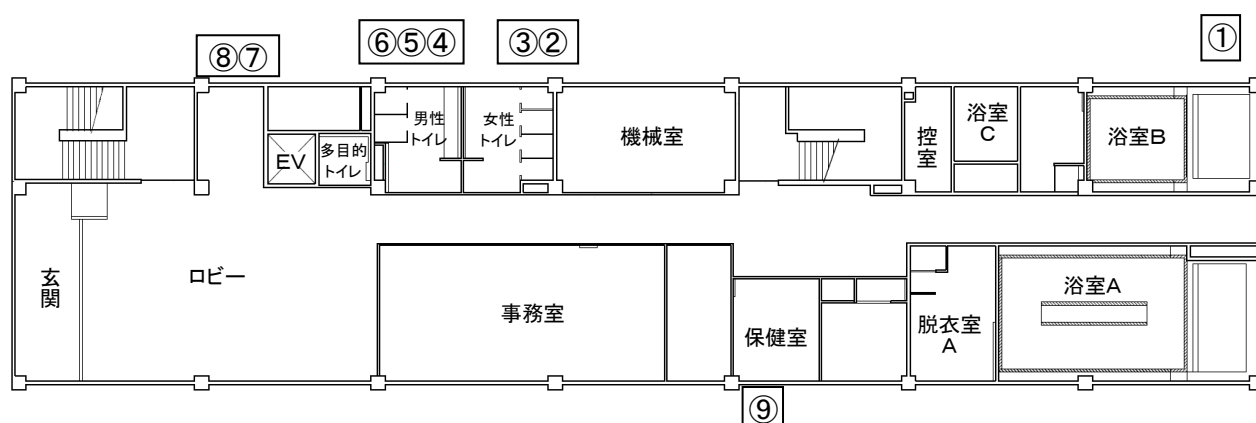
4 点検対象給湯器

	用途	製品名	製造年月	設置場所
①	厨房給湯	GQ-C5022WZ	2015年5月	1階
②	ろ過機熱源	GQ-C5022WZ	2015年5月	1階
③	ろ過機熱源	GQ-C5022WZ	2015年5月	1階
④	ろ過機熱源	GQ-C5022WZ	2015年5月	1階
⑤	ろ過機熱源	GQ-C5022WZ	2015年5月	1階
⑥	ろ過機熱源	GQ-C5022WZ	2015年5月	1階
⑦	厨房給湯側ユニットバス給湯	GQ-C5022WZ	2015年5月	1階
⑧	厨房給湯側ユニットバス給湯	GQ-C5022WZ	2015年5月	1階
⑨	保健室給湯	GQ-C2034WZ-C	2015年5月	1階
⑩	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3階
⑪	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3階
⑫	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3階
⑬	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3階
⑭	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3階
⑮	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3階
⑯	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3階
⑰	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3階

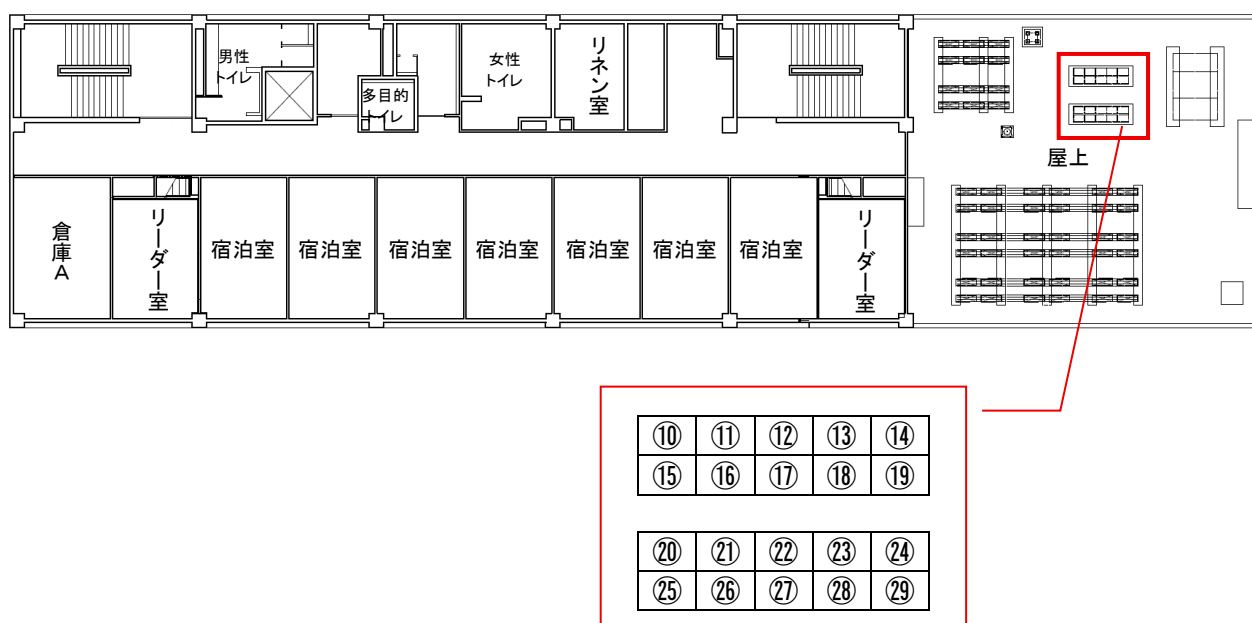
	用途	製品名	製造年月	設置場所
⑮	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
⑯	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
⑰	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
⑱	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
㉒	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
㉓	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
㉔	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
㉕	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
㉖	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
㉗	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
㉘	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階
㉙	浴室給湯	OQB-C4701WZS	2015年5月	3 階

5 給湯器配置図

(1) 1 階



(2) 3 階



バスケットゴール保守点検業務

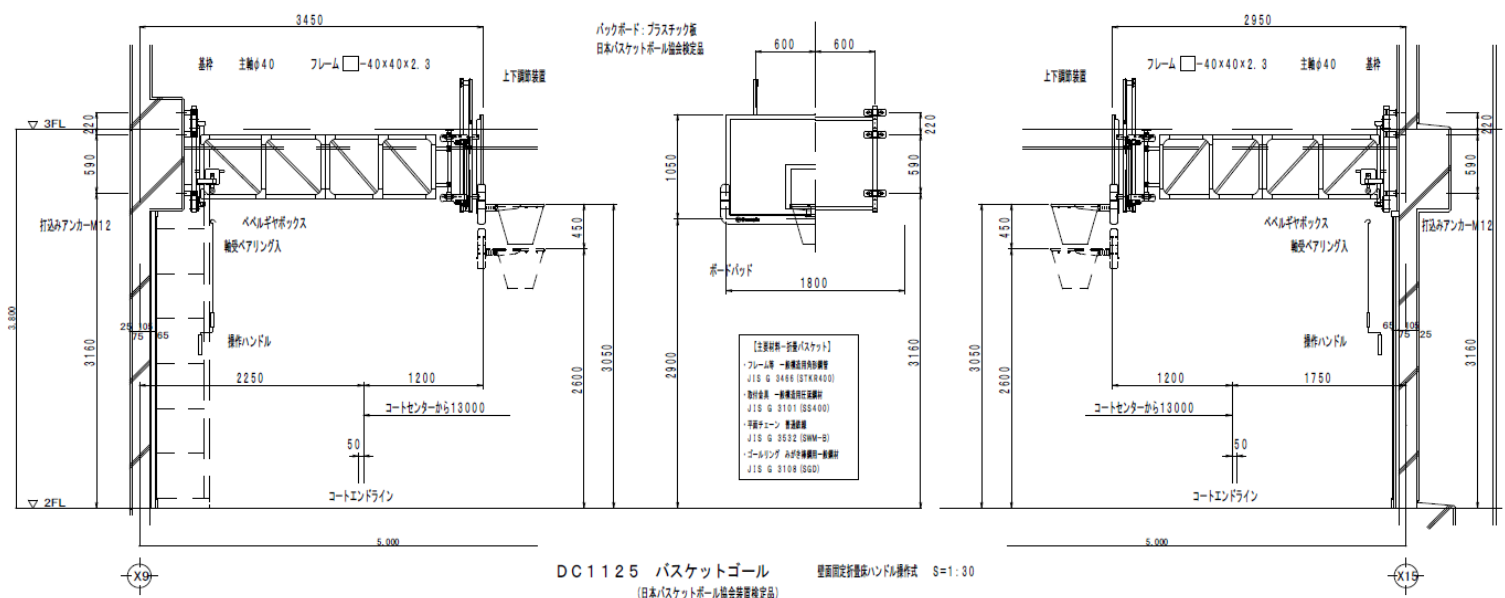
1 業務の目的

体育館に設置しているバスケットゴールにおいて、点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、使用時に支障をきたさない状態の維持に資することを目的とする。

2 業務回数及び内容

- (1) 体育館に設置されているバスケットゴールを良好な状態に保つため、年に1回、別紙1「屋内運動場壁面式バスケットゴール点検報告書」に基づき、点検及び安全性の判定を行うこと。
- (2) 点検結果が不良であった箇所は、修繕を行うこと。
- (3) ボルト及びナットの増し締め、潤滑油等の注油及び器具等の調整などの軽微なものについては、本業務に含む。
- (4) そのまま使用すると重大な事故を招きかねない場合は、直ちに使用禁止の措置をとること。
- (5) 点検作業に必要な部品、材料の調達は、本業務に含む。
- (6) 特に指定のない場合は、通常勤務日の就業時間内に作業を行うこと。
- (7) 点検作業においては、事故がないように安全衛生対策を怠らないこと。万一事故が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を教育委員会に知らせるとともに、点検者の責任において処理すること。

3 対象機器の規格等



屋内運動場壁面式バスケットゴール点検報告書

【凡例】

判定	使用禁止		A
	要補修	緊急性あり	B
		緊急性なし	C
	異常なし		D

左の凡例に基づき、下の判定欄にA～Dを記載。

学校名		点検年月日 令和 年 月 日		点検結果								
項目	点検箇所	点検内容	点検方法	判定							備考	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
バックボード	ボードの表面	亀裂、はがれ等がないかを確認する	目視、触感									
	バックボード取付部	外れないよう対策が講じられているかを確認する	目視、触感									
	リング取付部	亀裂、割れ等がないかを確認する	目視、触感									
パッド	パッドの表面	破れ等がないかを確認する	目視、触感									
	ボード取付部	変形、離脱等がないかを確認する	目視、触感									
ゴールリング	折り曲げ部	破損、変形等がないかを確認する	目視、触感									
	ネット掛け具	摩耗、変形等がないかを確認する	目視、触感									
本体	フレーム	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、触感									
	壁面取付部	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、触感									
	回転部	摩耗、がたつき等がないかを確認する	目視、触感、操作									
	電動線出装置部	動作時の異常音、著しい振動等がないかを確認する	目視、触感、操作									
線出装置	電動装置操作スイッチ部	破損、変形等がないかを確認する	目視、触感、操作									
	手動線出操作部	がたつき、変形等がないかを確認する	目視、触感、操作									
	線出操作ハンドル	変形及び握り部分に破損がないかを確認する	目視、触感、操作									
	線出チェーン	破損、変形等がないかを確認する	目視、触感、操作									
各種接続ボルト	ボード取付ボルト リング取付ボルト その他のボルト	ボルト・ナットに破損、変形及び緩み等がないかを確認する (※緩みがある場合は、増し締め等の対策をすること)	目視、触感									
RC壁等		ひび割れ等が見当たらないかを確認する	目視、触感									
総合判定												
屋内運動場バスケットゴール位置図			特記事項									
 出入口 ① ②												

防火対象物管理点検業務

1 業務概要

本業務は消防法に基づき、日吉自然の家の防火対象物管理点検を行うものです。

2 点検回数

本業務については年 1 回行ってください。

3 点検項目

届出	防火管理者選任（解任）	
	消防計画作成（変更）	
	自衛消防組織の設置	
消防計画	自衛消防の組織	
	火災予防上の自主検査	
	消防用設備又は特殊消防用設備等の点検及び整備	
	避難施設の維持管理及びその案内	
	防火上の構造の維持管理	
	収容人員の適正化	
	防火管理上必要な教育	
	防火、通報及び非難の訓練その他必要な訓練	
	消防活動、通報連絡及び避難誘導	
	消防機関との連絡	
	工事中の火気使用又は取扱いの監督	
	防火管理に関し必要な事項	
	自衛消防組織	活動要領
		要員の教育及び訓練
		業務に関し必要な事項
	防火管理業務の一部委託	
	権原の範囲	
	防火管理者	消火訓練及び避難訓練の実施回数
		消防訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報

4 点検報告書類の作成

点検後は消防法に基づき「防火対象物点検結果報告書」を作成し、長崎市中央消防署へ提出してください。